

## 令和5年(2023年)第5回ニセコ町議会臨時会

令和5年(2023年)7月25日(火曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について  
(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 6 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 7 議案第 1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算

### ○出席議員(10名)

1番 高瀬 浩 樹	2番 大野 幹 哉
3番 高木 直 良	4番 榊 原 龍 弥
5番 前原 孝 植	6番 小松 弘 幸
7番 斉藤 うめ子	8番 木下 裕 三
9番 篠原 正 男	10番 青羽 雄 士

### ○欠席議員(0名)

### ○出席説明員

町 長	片山 健 也
副 町 長	山本 契 太
総 務 課 長	福村 一 広
防 災 専 門 官	青田 康 二 郎
町 民 生 活 課 長	富 永 匡
保 健 福 祉 課 長	桜井 幸 則
農 政 課 長	中川 博 視
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山田 浩 二
農 政 課 参 事	

商工観光課長	阿部信幸
商工観光課参事	三上進
都市建設課長	橋本啓二
総務係長	樋口範幸
財政係長	浅井理登
学校教育課長	淵野伸隆
こども未来課長	齊藤徹
学校給食センター長	三橋公一
有島記念館長	寺島弘道
代表監査委員	佐竹三郎
農業委員会会長	荒木隆志

○出席事務局職員

事務局長	高瀬達矢
書記	佐藤秀美

◎開会の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、5番、前原孝植君、6番、小松弘幸君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、商工観光課長、阿部信幸君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、学校教育課長、淵野伸隆君、こども未来課長、齋藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、有島記念館長、寺島弘道君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。  
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

- 議長（青羽雄士君） 日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、本日よりよろしくお願いいたします。

これからご説明申し上げる議案のうち、報告第1号、承認第1号・第2号につきましては、本来議会において議決いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に、町長が議会に代わって事件の処分をすることができる、いわゆる専決処分でございます。このうち報告第1号につきましては、専決処分にあつて、特に50万円以下の損害賠償の額及び予算補正については議会に承認を求めるのではなく、報告するものと定められております。このため、次に説明する議案については報告となるものでございます。

まず、横長で左上に報告第1号とある議案でございます。日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明をいたします。これについては令和5年6月15日付けの専決処分でございます。

報告第1号 専決処分した事件の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月25日提出、ニセコ町長 片山健也。

3ページが令和5年6月15日付けの専決処分書でございます。

5ページをお開きください。令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,401万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月15日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が6ページ、歳出を7ページ載せてございます。

8ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。

9ページが歳出でございますが、今回の補正額合計19万1,000円の財源につきましては全てその他財源、今回の場合は自動車事故共済金となっております。

それでは歳出からご説明をいたしますので、11ページをお開きいただきたいと存じます。7款1項2目観光費、21節車両等損害賠償金19万1,000円について。こちらについては、5月9日札幌での会議参加のため、商工観光課職員が公用車で移動中、停車している車と接触事故を起こした件について、相手方との事前示談が成立をいたしまして、相手方車両の修理代及び修理までのレンタカー代が確定したことから、損害賠償金を補正するというものでございます。これにつきましては、以後、職員の交通安全に関し様々な機会をとらえまして、事故防止を啓発してまいりたいと存じます。大変申

し訳ございませんでした。

次に10ページ、これに関する歳入でございます。21款5項4目23節の自動車事故共済金19万1,000円。ただいまの損害賠償に充当する共済金の歳入補正でございます。

ご説明は以上でございますが、専決処分に係る本補正予算の内訳につきましては、別冊の補正予算資料のNo.1にまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、報告第1号 専決処分した事件の報告について、令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

#### ◎日程第5 承認第1号から日程第6 承認第2号

○議長（青羽雄士君） これより、日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件と、日程第6、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件、2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。同じ横長の議案でございますが、左上に承認第1号とある議案の1ページになります。第1号につきましては、6月15日付けで専決した補正でございます。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年7月25日提出、ニセコ町長 片山健也。

3ページでございます令和5年6月15日付けの専決処分書でございます。

5ページでございます。こちらから議案になります。

令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ91万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,382万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月15日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。6ページ、これが第1表 歳入歳出予算補正。こちらから8ページまでにつきましては記載のとおりでございます。

9ページをお開きいただいて、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の補正金額の合計91万8,000円につきましては、財源は全て一般財源、今回の場合は前年度繰越金となりますが、こちらで賄うという予定でございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、11ページをお開きいただきたいと存じます。2款1項18目防災対策費、3節時間外勤務手当10万円。それからその下、食糧費10万円はいずれも、6月14・15日にニセコアンヌプリで発生した遭難者の捜索により、今後の災害対応時の予算が不足するための増額補正というものでございます。

なお、関連で13ページをお開きいただきたいのですが、このたびの時間外補正に伴いまして、給与費明細書が補正前後で変更となりますので、その詳細を14ページにわたりまして掲載してございます。こちら後ほどご覧いただき、ご確認をいただければと思います。

12ページにお戻りいただきたいと思います。8款7項3目1節建築ガイドライン検討会委員報酬32万1,000円。その下の費用弁償39万7,000円につきましては、昨年度から町内の建築計画の進め方を示す建築ガイドラインの策定作業を進めておりますけれども、このガイドラインについて広く意見を求める段階となりましたので、外部学識者・町内団体・公募委員による検討会を実施すべく、16名分の委員報酬並びに費用弁償を補正するというものでございます。なお、検討会は3回を予定してございます。

次に、10ページの歳入でございます。歳出と同額で、20款1項1目1節前年度繰越金91万8,000円を計上し、これで賄うという予定にしております。

説明は以上でございますが、専決処分による本補正予算の内訳につきましては、補正予算資料No.2を後ほどご覧いただきたいと存じます。

承認第1号については以上でございます。

続きまして、日程第6、承認第2号でございます。専決処分した事件の承認について、ご説明をいたします。議案の15ページになります。こちらは6月30日付の専決処分でございます。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年7月25日提出、ニセコ町長 片山健也。

17ページでございます。6月30日付けの専決処分書でございます。

19ページでございます。

令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,437万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月30日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。20ページ、第1表 歳入歳出予算補正から22ページまで記載のとおりでございます。

23ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の補正の総額36万3,000円の財源につきましては、全て一般財源、前年度繰越金で賄うということにしております。

それでは歳出からご説明をいたしますので、25ページをお開きいただきたいと存じます。2款1項15目町民センター費、10節修繕料36万3,000円。6月30日に町民センターのヒートポンプ監視設備の警報ブザーが鳴りまして、事業者による確認を行ったところ、大ホールの冷温水ポンプが故障していたため、ポンプの交換修理を行う費用を補正するというものでございます。

前のページに戻っていただきまして24ページ、歳入でございます。歳入については歳出と同額で、20款1項1目1節前年度繰越金36万3,000円を計上いたします。

説明は以上でございますが、専決処分に係る本補正予算の内訳については、先ほどもお示ししました別冊資料のNo.3にまとめてございますので、こちらも後ほどご覧いただきたいと存じます。

承認第2号については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 12ページ、承認1号の建築ガイドライン検討会に関連する予算です。検討会16名ということですが、この構成の内訳についてご紹介いただきたいと思っております。

それから、これを最終的にまとめて、適用される時期がいつか。

検討委員会で集中的に議論されると思いますが、例えば中間的に町民講座を行うとか、そういう一般住民からの意見を聞く機会は設ける予定があるのでしょうか。

最後に、これがまとまった段階で適用されていくわけですが、これについての周知方法についてお考えがあればご説明いただきたいと思っております。

以上、お願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員のご質問にお答えします。まずメンバー構成につきましては、学識者が6名、町内の団体組織が7名、あと町内からの公募で3名ほどメンバーに入れております。

公表につきましては、今のところは考えてはいないのですが、ガイドラインの検討委員会を3回ほ

ど予定している中で、その中で密に計画を立てて、各回ごとには結果についての周知は行う予定です。

ガイドラインの運用につきましては、来年度の予定で考えております。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） もうひとつ聞きたかったのは、完成した後、適用は来年度からですが、そのあとの事業者、あるいは一般の住宅も含まれますから、町民への周知の仕方についてどのように考えているかということです。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 適用後の周知につきましては今のところ検討中なのですが、町民講座等でやるかどうかは今後検討したいと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） もうちょっとお聞きしたいんですけども、このメンバーのことなんですけど、16名のうち学識経験者6名、それから町内団体の代表者さんか何かですか、その方が7名、こういう建築ガイドラインとか策定とかという専門的な内容も結構含まれるのかなと思うんですけども、こういう場合に町内の団体というのはいろんな団体があるんですけども、そのことを考えて団体さんを選んでるっていうかね、参加していただいているのか、そのところをちょっと伺いたいんですけど。たくさん団体はありますけれどもね。どういうふうにと選考されてるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 齊藤議員の質問にお答えします。団体の選考につきましては、やはり各分野のいろんな専門的な知識が必要だと思いますので、まず建築士会から1名、観光協会から1名、ニセコ町環境審議会から1名、株式会社ニセコまちから1名、ニセコ景観研究会から1名、商工会から1名、不動産業協会から1名、あと農業委員から1名という構成になっております。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

#### ◎日程第7 議案第1号

○議長(青羽雄士君) 日程第7、議案第1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第7、議案第1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。左上に議案第1号とある議案をご準備いただきたいと存じます。

議案第1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ835万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,273万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年7月25日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページの第1表 歳入歳出予算補正から4ページまでは記載のとおりでございます。

5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の補正額合計835万6,000円の財源につきましては、その他財源が42万6,000円、これは株式の売買収入でございます。それから一般財源については、前年度繰越金となりますが793万円という構成になってございます。

それでは歳出からご説明をいたしますので、8ページをご覧ください。

2款1項1目18節北海道自治体情報システム協議会負担金4万4,000円。こちらにつきましては、派遣職員の受入れなどでインターネット接続系ウェブメール、ニセコ町ではDenbunというのを使っておりますが、こちらのライセンス不足を補うため10ライセンスを追加するという補正でございます。

その下、4目24節産業振興基金積立金42万6,000円につきましては、昭和25年に北海道からの

協力要請がありまして、現在苫小牧市に本社を構える北海道曹達株式会社の株について、本町を含む多くの道内自治体が当時取得をいたしました。このたび北海道曹達株式会社から自己株式取得の案内があり、本町にとっても株式取得時の役割を終えたという判断をいたしましたことから、当該株を北海道曹達に売却し、その株式売払収入を産業振興基金に積み立てるというものでございます。

その下、11目14節電話設備設置工事33万円。こちらにつきましては、役場庁舎について国際交流員や地域活性化企業人などの増員、それから事務所内座席場所変更等に伴う電話機増設のための補正でございます。

12目10節修繕料50万円については、職員住宅・旧宮田小学校・国際交流施設（インターナショナルスクール）等、管理建物において小規模な修繕を必要とする箇所があるための補正でございます。同じく14節町有住宅営繕工事123万2,000円につきましては、町営プール隣の職員住宅本通36号棟において、湿気の影響で一部の床板・畳・壁板・壁紙など傷んでいる状況があることから、内装の修繕工事を行うための補正ということでございます。

それから9ページでございます。3款1項1目社会福祉総務費、18節地域活動支援センター修繕工事補助57万3,000円。こちらにつきましては、障害者総合支援法に基づき、ニセコ町が設置する地域活動支援センター、こちらはNPO法人ニセコ生活の家が運営を行っておりますが、当施設で使用している給湯を暖房ボイラーが平成12年の設置でございまして、経年により故障し修理が不可能ということから、機器の入替えにかかる費用を町で補助するというための補正でございます。

その下、2項1目児童措置費、18節地域共生政策自治体連携機構負担金5万円。町で既に正会員として参加している地域共生政策自治体連携機構でございますが、ここが主催する地方版異次元少子化対策研究会に参加し、各自治体や有識者との情報交換を行い、今後のニセコ町における少子化・子育て政策に役立てるため、参加負担金を補正するというものでございます。

その下、2目1節会計年度任用職員報酬111万6,000円につきましては、ニセコこども館で児童の見守りを行うにあたり、人手が不足し支援員の負担が大きい状況が続いておるところでございます。児童保育施設の安定的な運営のため、新たに会計年度任用職員、補助支援員でございますが、これを1名増員するというための経費を補正するというものでございます。同じく8目費用弁償10万1,000円は、ただいまの職員1名配置に係る通勤手当の補正でございます。

10ページ、6款2項1目林業振興費、8節普通旅費18万3,000円は桂台地区における林道設置計画を進めるため、今後林道用地として必要な森林の所有者と用地交渉をいたしたいと考えております。そのための旅費の補正でございます。秋田県及び栗山町へ2名で訪問するという費用でございます。

それから11ページ、7款1項2目観光費、1節会計年度任用職員報酬166万6,000円につきましては、ニセコリゾート観光協会において着地型旅行体制の強化、それからGSTCなど持続可能な観光地域づくりに取り組んでおりますが、継続的な実施体制・運営体制の構築が課題でありまして、有能な人材確保、それから人材育成に取り組んでいく必要がございます。このことから、ニセコ町として会計年度任用職員を採用して3年程度その取組を支援するため、観光協会に勤務する会計年度任用職員報酬を補正するというものでございます。

それから12ページでございます。10款4項2目高等学校管理費、10節消耗品2万7,000円。その下の一般備品28万5,000円は、希望が丘寮寮生がニセコ高校の在学中、自転車を活用することで生活利便性の向上とあわせて町内の魅力を体験できるよう、本校に公用の自転車等を整備するための費用の補正でございます。消耗品はヘルメット・鍵・空気入れなどでございます。一般備品としては電動自転車1台・普通自転車2台・防犯登録・その他ということで予算をみてございます。

その下、3目18節全国高等学校定時制通信制各種大会出場経費補助46万円。毎年開催される全国高等学校定時制通信制体育大会の柔道・卓球において、ニセコ高等学校生徒4名の全国大会の出場が決定したということで、その出場に係る生徒4名と先生2名の費用、交通費・宿泊料・参加料を補正するというものでございます。

5項1目幼児センター費、10節修繕料59万9,000円につきましては、幼児センター男子用小便器4台についているセンサーが経年劣化により感知しなくなり、水が止まらなくなっているため、取替修繕を行います。また、幼児センター遊具点検の際にはんどう棒、登り棒ですね、こちらのボルトに異常があったため、児童の安全性の観点から遊具の修繕料を補正するというものでございます。その下、18節広域保育所市町村負担金68万9,000円につきましては、ニセコ町に在住している児童が他町村の保育施設等へ入園する場合がございます。このたび、当初予定していたよりも2歳児1名が新たに該当となることから、保育施設に支払う負担金を補正するというものでございます。

6項2目有島記念館費、11節火災保険料7万5,000円につきましては、建物共済保険料特約導入後の算定額が20万1,299円であるところを、担当の誤りによりまして12万7,000円のみ当初予算で要求した結果、予算に不足が生じるということで差額分を補正するというものでございます。今後このようなミスが発生しないよう、業務のチェック体制について改めて点検・検討してまいりたいと存じます。大変申し訳ございません。

続いて、6ページの歳入をご覧くださいと存じます。17款2項3目1節株式売払収入42万6,000円。こちらは先ほどご説明しました北海道曹達株式会社の株について、先方から自己株式取得の案内があり、株式取得時の役割を終えたと判断したことから、株の売却による配当金を補正するというものです。なお、歳出でご説明したとおり、配当金は全額産業振興基金へ積み立てるという予定でございます。

7ページ、20款1項1目1節前年度繰越金793万円。こちらをもって、このたびの補正予算の歳入歳出の均衡を図るということでございます。

13ページをお開きください。給与費明細書でございます。先ほど歳出で、ニセコこども館の会計年度任用職員の採用及び観光協会へ派遣する会計年度任用職員の採用予定をご説明を申し上げました。これにより明細書が変更となっております。詳細はこちらに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

今回の補正の詳細につきましては、別冊補正資料のNo.4にまとめてございますので、こちらについても後ほどご参照いただきたいと存じます。

また、今回の補正によりまして、前年度繰越金を含む留保財源の額につきましては3,033万9,000円となります。

議案第1号については以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時48分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小松議員。

○6番（小松弘幸君） 10ページ、普通旅費の関係ですが、桂地区の林道用地確保のため秋田県と栗山町への旅費ということですが、購入予定の用地2か所は面積的にはどのぐらいなのか、また、林道の距離がどのぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

○農政課参事（山田浩二君） 小松議員のご質問に対してお答えいたします。面積についてなんですけれども、この林道で利用する森林の面積自体は368haあるんですけども、該当となる森林所有者については、今回10haぐらいの所有者に対して用地の交渉をしようと考えています。あと延長についてなんですけれども、延長自体は民有地から道有林までつなぐ路線を考えてまして、4,900mで今計画をしております。以上であります。

○議長（青羽雄士君） 他に質疑はありませんか。

齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 9ページ、児童措置費のところ、18節、地域共生政策自治体連携機構負担金ってあるんですけども、そういう組織があるんですけど、先ほど説明で異次元少子化対策っていうことなんですけども、もう少し説明していただきたいと思って質問しました。はい。議長。

○議長（青羽雄士君） 齊藤課長。

○こども未来課長（齋藤徹君） ただいまの齊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。改めてもう一度説明しますと、こちらの地方版異次元少子化対策研究会というものが、地域共生政策自治体連携機構というところと、あと他に共同主催とか共同事務局みたいな形で国際医療福祉大学と北海道総合研究調査会という一般社団法人、いわゆるHITというところなんですけども、そういったところと共同主催で研究会が新たに立ち上がったものということでもあります。そして説明の中にありましたおおもとの地域共生施策自治体連携機構というところの活動については、少子・高齢化や人口減少など、そういったことに関して実践的な研究だとか提言だとか人材育成等を行っている、そういった特定非営利法人になっております。そしてその理事にニセコ町長も加わっているという状況であります。ニセコ町についてはその会員であることから、今回新たに立ち上がった研究会についても5万円の負担金で参加させていただけるということでもあります。合計4回の研究会の会議がありますので、そこで様々な有識者の方、自治体の方、国の内閣官房といったところとの情報収集や意見交換

や提言等を行っていきけるような場になると伺っております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） ちょっと今の説明で、よく分からなかったところもあるんですけども、結局これ、政府の異次元少子化対策の地方版というふうに、政府からの要請というか、NPO法人、特定非営利団体にはなってるけれども、政府からの要請を受けてやってるというふうにとってよろしいんでしょうか。政府の政策を受けてしているというふうにとってよろしいんでしょうか。先ほどもちょっと具体的なことをおっしゃってましたけれども、地域って言うてもどの規模の地域で、町長も加盟してらっしゃるっていうんですけども、この地域の構成の自治体はどういう構成になってるのか。それから、これ、新しくいつからスタートをしたんでしょうか。そこを知りたいなと思っております。それから各メンバーですね、もう一回、実際具体的にどういうふうに進め方を検討しているのか、その辺りのところをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。私、もともとの地域共生政策自治体連携機構というところの理事を務めております。これまでこの地域共生政策自治体連携機構というのは、福祉ユニットと昔言っていて、介護保険制度を国がつくったときに、厚生労働省が基本につくったんですが、介護保険制度自体が失礼ですけど霞が関の発想だけでは現場の声が入らないということで、実は福祉ユニットっていうのをつくりまして、全国の100ぐらいの自治体首長がそれぞれ会費を公費で払って参加をして、その制度設計を国に提言をしていくというような意味でつくりました。介護保険制度においても、相当数自治体の意見で介護保険制度自体が動いていったので、割と現場からの批判はたぶん起こらなかったのではないかと考えています。そういった福祉政策は重要だということで、地域共生生活自治体連携機構というのを一昨年新たに組織をして、その中で私も理事に就任させていただいたんですけど、いわゆる福祉とか子育て全般に対し、今後日本の人口減少社会の中でどういう自治体政策、あるいは国が政策を打てばいいのか、自治体と国はどう連携すればいいのかという研究を進めながら、国に対して、内閣官房含めてこれまで提言をしてきております。今回新たにつくったのは、異次元の少子化を進めると岸田総理はじめ言っておりますけど、具体的に何をやるんですかっていうところが、内部ではいろんな議論されてるんですけど、現状では失礼ながら手詰まり感があるのではないかと。介護保険制度のときも各自治体の首長が参加して、現場の声で制度設計をしていったので、制度としてはいろいろ欠陥はあるにしろ、相当うまくいった制度の一つではないかと考えております。現在国が進める異次元の少子化対策って具体的に何をやるのか、現場からきちっと制度設計をしていこうということであつたものであります。副座長は山崎史郎といまして、地方創生の総括監をやっていた方で、各省庁内部では人口減少とか少子・高齢化、特に少子化対策については声を大にして各講演をしたり、実際に今内閣官房参与としてこの異次元の政策づくりのキーパーソンとなっている方が副座長に入っています。北海道総合研究開発機構の五十嵐理事長さんも、もともと地方創生のときの役員として内閣官房にいた方でありまして、こういった現場の声をきちっと上げて、異次元と言われる少子化の在り方、地方自治体にとってはどういうものがあるのかというのをきちっと提言をしていこうと、参加意欲のある自治体を集めようということで、現

在募集中のところであります。ここに最大 20 万円ですが、ニセコ町はその地域共生政策自治体連携機構に加盟してるので負担金は 5 万円で済んでいますけど、どれだけの数が入るかは現在まだ募集中ということであります。地域共生政策自治体連携機構の会議が明後日あります。私は z o o m 会議で出ますけど、この研究会をどういうふうに運んでいくかという会合が行われるということで、具体的な数とかは明後日の会議で全体像が見えてくると。その中で我々も地方としては今こういう課題がある、だからこういう制度設計にすべきだ、あるいは国の財源をこうすべきだという提言をしながら制度設計をしていくということで、今回加盟の 5 万円という予算を議会に提案させていただきましたので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7 番（齊藤うめ子君） 町長恐れ入ります。大まかには分かったんですけども、これ一昨年組織されてとおっしゃいましたが、もともと前任というか前組織があって、それをまた新たにこういう名前前でスタートさせた。今まだ募集中でということで、これからどうなるのかはまだ未定の部分がたくさんあるというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。随分地域性によって違いもあるかと思うので、この目的はあくまでもおっしゃったように少子化対策、人口増をどうするかということがメインかと思うんですけども。これは先ほど 100 ぐらいっておっしゃったんですけども、全国の自治体で 100 ぐらい加盟してるわけですか。今募集中なのでどうなるか分からない。まだ検討中ということで、組織としてはまだ確定というか、なってないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 説明が悪かったようですいません。以前から、もう 20 年ぐらい前から、福祉ユニットっていう組織ができていました。これまでもずっと福祉政策で、ニセコ町もそれに加盟しております。一昨年、もともとの福祉ユニットが地域共生政策自治体連携機構という組織に名前が変わって引き継がれたということでして、ニセコ町がずっと加盟してることには変わりありません。名前が変わったわけです。今回はその中に研究会をつくと。この地方版異次元少子化対策研究会を、もともとある組織の中に立ち上げる。ただその研究会は、もともとの組織に入っていない自治体も入っていいですよということで、もともと入っていない自治体については会費 20 万円ということで、任意に参加くださいと全ての自治体に情報を出して全国募集をしております。それが今週中の会議で全体像の数が見えてくるということで、まだ募集中という状況であります。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 2 点、質問させていただきます。最初に 9 ページのこども館に会計年度任用職員を 1 名配置するという説明でした。こども館については、今まで結構子どもたちが増えてきて、大変忙しくなってるというふうに聞いております。それで現在の体制と、この 1 名の追加がありますけれども、引き続きこれで十分っていうか、しばらくは大丈夫なのか、あるいは本来だったらもう少し増やしていきたいという過程なのか、これについて追加の補足説明をお願いします。

それから 2 点目です。11 ページの商工のほうで、観光協会へ会計年度年度職員を 1 名、新たな着地型観光についての体制を整えるということであります。それで伺いたいのは、現在の株式会社観光協会の体制ですね、これは協力隊の配置も含めてどんな体制にあるのか。それで今回 1 名の追加

でありますけれども、体制の全体像についてご説明をいただきたいと思います。以上、2点であります。

○議長（青羽雄士君） 齋藤課長。

○こども未来課長（齋藤徹君） ただいまの高木議員の1点目の質問についてお答えします。こども館については、現在働いてる方というか支援員の方についてはフルタイムで3名の方、パートタイムで4名の方、その4名のうちの1人が今回追加になったという形になってます。地域おこし協力隊の方にも2名来ていただいているという状況になっております。それでフルタイムで来ていただいた方が体調不良等でちょっと休みがちな部分も出てきたというところもあって、実はずっと誰かいい人追加できないかなというところを探していたところでもあります。それでたまたま一度経験のある方からお声がけいただきまして、今回1人追加になったというところとなっております。館長や現場とも意見交換・情報交換を密にしているんですけども、取りあえずこの1人来たことで、だいぶ助かったというふうに伺っております。これから夏休みに入ってくると、朝7時半から6時半まで11時間開館している状況になります。その中で7時間45分の労働時間を振り分けシフトを組みながら、子どもたちをたくさん見れるような体制を今つくつつくっていると。今回1人入ったことで、その予算措置をしていただけることで、何とか回せる状況ということになっておりますが、今後も子どもが増えていく状況だとか考えながら、また体制について十分考えていきたいと考えております。以上であります。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） 観光協会のほうの今の体制ということで、お答えしたいと思います。ご存じのように、観光協会本社事業部と放送事業部の二つに分かれておりまして、本社事業部も総務グループ・旅行地域振興グループ・インフォメーショングループという三つのグループに分かれているということで、それぞれ申し上げたいと思います。本社事業部の総務グループには事務局長のほか社員が1名いて、総務グループとしてはおふたりという形になるかと思えます。それで旅行地域振興グループのほうですが、担当の社員が1名、地域おこし協力隊が3名いるということでございます。インフォメーショングループはマネージャーになる社員が1名、それから道の駅の販売担当の社員が2名、それから清掃担当ですとか観光案内等のパートさんたちが8名いらっしゃいます。放送事業部は社員が3名ということでございます。今回の補正で集落支援員、会計年度任用職員で予算計上している分につきましては、旅行と地域振興グループの中に配置する予定でございまして、今年の3月末まで地域活性化企業人ということで、旅行マネージャーの方が出向で来ていただいたんですが、その方が任期満了で戻りまして、新たな派遣を求めたんですけども、なかなか今旅行業界も厳しいということで欠員になっている状況でございます。今回新たに採用する方をそのままマネージャーとして充当ということではないんですが、ここの部分が減になっているということで、先ほど副町長からの説明にもございますように、着地型修学旅行等で業務が増えているということで、そちらに1名配置したいということで予算計上させていただいているものでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 1点目のこども館のほうは、恐らくこれから夏休みで利用される子どもたち

が多くなって、安全面といいますかね、当然子どもですからいろいろ動きまわるというようなことで、安全面からやっぱり職員の体制って非常に大事だと思いますので、引き続きぜひ検討、あるいは必要だと思われる体制は充当していただきたいと要望いたします。

2点目のほうでは、同じマネジャーじゃないけれども欠員を埋めるということで理解いたしました。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 12ページの高校の希望が丘寮の自転車についてご質問します。どちらかという具体的なことというよりは考え方についてお聞きしたいんですけども、まずなぜ3台なのかということです。3台ってということは、寮生に対して十分な数ではないということからして、その利用規約なりっていうものが存在すると思うんですけども、誰が使って何に使うのかというような線引きが現時点で決まっていれば教えてください。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの榊原議員からの質問にお答えいたします。今回3台を導入させていただきます。全ての生徒が一度に出かけることはないだろうという観点で、まず3台からスタートするというところで考えております。現状18人が入寮しておりますが、これからの秋の利用状況ですとか、また来年の生徒募集の状況などを踏まえて、必要であれば来年度の当初予算で増大を検討させていただきたいと考えてございます。それから利用についての規則というか決まりですけども、現在細目については高校の中で検討しているところでございます。ただ安全面ですとかそういったところについては、きっちりしていきたいと考えておりますので、例えばヘルメットを着用するですとか、また利用する生徒に対して自転車利用についての安全教育を実施するですとか、そういったところについてはしっかりやっていきたいと思っております。保管や運用などの細目については、今高校の中で検討しておりますので、自転車導入前までに整備をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 分かったんですけども、私が考えるには、例えば18名だとしたら、町で用意するのは0台もしくは18台じゃないのかなっていう考え方をするんですね。とすると、スタート時点は3台だとおっしゃいましたけれども、考え方としては全員というか必要数を町の予算で買い与えるというような考えかという部分をお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問にお答えいたします。現状、寮では自転車の持込みを禁止しております。現在寮の各種規則の見直し等進めているんですけども、この寮への個人所有の自転車の持込みについては、引き続き禁止というか、持ってきてはいけないということは継続していく予定です。理由としては、現時点寮のすぐそばに自転車置場がありませんので、もし18人、生徒がそれぞれ自転車を持ってくると、きちっと自転車を保管する自転車置場がないという状況にあります。加えて、現在高校の寮については再整備についても検討しているところでございますので、

現状の高校の寮に新しく自転車置場を設置することは、もしかしたら場所を移設ですとか、二度手間になってしまう可能性があるといったところから、まず公用自転車を高校として整備することでシェアして使う、3台程度であれば高校の中での保管等も含めて可能であるので、そこからスタートしようという考え方でございます。将来的にはどういった形がいいかというところは、先ほども説明させていただいたとおり、今年度の利用状況等を見て検討していきたいと考えてございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて、令和5年第5回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 前 原 孝 植 (原本自署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (原本自署)